

この事の重大性を認識し、危機感を持っている活動している政治家、官僚は、残念ながら圧倒的に少数です。口先だけで日本の危機を叫び、行・財政改革の実行を公約しても、やっている事は旧態依然とした世間や世界から切り離された永田町の蛸壺政治であり、国益や国民主権とはかけ離れた霞ヶ関の業界擁護行政であり、既得権擁護の業界の手先に成り下がっているのが、残念ながら大部分です。我々が不幸なのは、この様な危機意識の無い政治家を我々自身が”議会制民主主義”で選んでしまっている事です。

国民は、官僚を選べませんが、情報公開法や情報公開条例を武器に行政指導の内容を含め、行政全般の情報開示を進め、官僚が国民の公僕としての本来の業務を遂行させることは可能です。

又政治家に関しては、国・都道府県・市町村各段階で、我々市民が情報公開法や情報公開条例で、政治家の政治活動を監視し、業界と癒着した個別利害で動く族議員を選挙で落とし、開明的で志が高く、清貧のライフスタイルを持った、国民・市民の立場でものを考え行動出来る人を議会に送り込みましょう。

私が都民の会を始めとする市民運動方々と世直しをしようと思う事項は、次の通りです。

【1】司法、行政、立法の三権分立の徹底。

- 1) 立法府である議会にのみ立法権限を限定し、行政府の立法作業を禁止する。国会に立法作業に必要な議会スタッフを用意し、議員立法を中心にするべきである。
- 2) 行政府のトップに任命された政治家は、もはや立法府の議員ではなく、行政府に移るのであるから、政治家を辞職するのが当然である。現行制度では、行政府のトップに任命された国会議員は、立法府と行政府の二股を掛けており、三権分立の大原則から見て矛盾している。しかも議員歳費と大臣給与の2重取りしていても、当然と思ってい

る。

- 3) 国政の基本である憲法に関する裁判を専門に扱う憲法裁判所を設置し、行政とは区別された組織と人材で憲法裁判をスピーディに処理する必要がある。現行制度ですと、一般裁判所が刑事・民事と一緒に取り扱う為に、時間が係りすぎ、且門前払いが多すぎる。フランスでは、行政組織とは完全に独立した憲法裁判所が機能します。
- 4) 現行の裁判官登用・人事は、法務省と言う行政組織が行っており、三権分立の大原則から見て矛盾している。しかも市民感覚も生活感覚もなく、権力に従順な法律の専門馬鹿の方が出世するという大きな問題があります。

【2】現行選挙制度の改革。

- 1) 一票の格差是正。農村票は有権者数の10%位しかないが、一票の格差が2倍、しかも票率が都市の2倍ある為、実際の重みは $10\% \times 2 \times 2 = 40\%$ 4倍となる。
- 2) 衆議院小選挙区制度の内、小選挙区と比例代表選挙の同一人の重複立候補を禁止する。昨年10月の衆議院選挙では、小選挙区選挙では法定得票数にも達しない候補が、政党の都合で比例代表で当選した例が実際に有った。
- 3) 衆議院比例代表選挙においては、政党と候補者の2つを併記することで、政党の都合で当選順序を決めるのではなく、比例代表各候補者の獲得票数で当選順序を決定する。
- 4) 既存政党に有利な現行選挙制度を改革し、市民が金銭的負担も少なく、自由に出馬出来、主義・主張を広報出来る制度への改革。供託金の引き下げ、無所属候補のポスター貼りを政党所属候補と同じ条件とする。企業のサラリーマンが出馬した際はその選挙期間休職扱いとする、等。
- 5) 投票率を上げるための方策の実施。郵便での投票実施。海外在留邦人22万人の不在者投票の実施等。

(つづく)

<input type="checkbox"/>	【皆さんのお寄せ下さい】	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	1) 1編1000字以内。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	これ以上の寄稿は事務局にご相談ください。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	2) 内容は、本会報として相応しいと思われるものであれば自由です。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	3) 締切は毎月末日とします。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	4) 寄稿された原稿は原則として本会報に掲載し	<input type="checkbox"/>